

神北(宝健)第2639号
令和7年12月17日

社会福祉法人サン福祉会 代表者 様

兵庫県阪神北県民局長



児童福祉施設（保育所）に対する指導監査の結果について

令和7年11月25日に実施した下記の施設に対する指導監査の結果、是正又は改善を要する事項が別紙のとおり認められましたので、適正な措置を講じるとともに、その措置の結果及び経過状況について、令和8年1月30日（金）までに、別紙様式により、当局宝塚健康福祉事務所監査指導課あて提出願います。その際、添付資料を含め正副2部提出願います。

また、監査当日に口頭指導した事項につきましても十分留意のうえ、より一層の適正な運営に努めてください。

記

【監査対象】 さんだのもり保育園

当該施設で実施する一時預かり事業

対象：さんだのもり保育園

【文書指摘事項】（改善報告の提出が必要です。）

運 営

（運営規程の内容）

- ・運営規程の「別表 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金」の記載が重要事項説明書のP9「諸費について（コドモンより口座振替）」と相違しているので、修正の上、三田市を通じて、保育所設置認可事項変更届を宝塚健康福祉事務所監査指導課に提出すること。

金額の相違

主食費、傷害保険料（自己負担分）

※傷害保険会社の名称「学校健康保険センター（重要事項説明書では「学校・健康保険センター）」は「独立行政法人日本スポーツ振興センター」が正しいと思われるので、確認すること。

記載漏れ

絵本代、園外保育時の交通費や入場料

【根拠】運営基準 第13条第2項

（安全計画の策定等）

- ・令和5年度に義務化された内容を反映した安全計画を作成すること。

【根拠】運営基準 第6条の3

保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
（令和4年12月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）

防 災

無し

給 食

無し

【口頭指導事項】（※改善報告は不要です。）

運 営

（建物、設備の維持管理状況）

- ・安全点検票に点検者名を記載すること。

【根拠】 運営基準 第6条の3

（業務継続計画の策定等）

- ・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・策定した業務継続計画を職員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。また、同計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画を更新するよう努めること。

【根拠】 運営基準 第9条の3

防 災

（災害時情報共有システム）

- ・災害時情報共有システムにおける操作方法の把握及び被災状況報告について、園長不在時等を想定し、複数職員が同システムにて被災状況報告をできるよう体制を構築しておくこと。

【根拠】 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について
（令和3年4月15日子発0415第4号ほか）

給 食

（食費）

- ・1人1日あたりの食材料費を適切に算出すること。また、子どもの食事と職員食の食材料費の区分を明確にすること。

【根拠】 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号/雇児発0903第6号）
幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について
（令和元年6月27日府子本第219号/子保発0627第1号）

（品質管理と評価）

- ・給与栄養目標量と比較して実施給与量が少ない栄養素があるので、園児の発育・発達に必要な栄養素量が確保されるよう、献立を改善すること。

＜不足が継続している栄養素＞

3歳未満児のビタミンA、カルシウム、鉄

3歳以上児のビタミンA、カルシウム、鉄、食物繊維

【根拠】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第11条第2項、第3項

対象：さんだのもり保育園で実施する一時預かり事業

【文書指摘事項】（改善報告の提出が必要です。）

無し

【口頭指導事項】（※改善報告は不要です。）

無し